

長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1 この要綱は、家事、育児等に対して不安又は負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の福祉の向上を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業等として、子育て世帯訪問支援を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯訪問支援 家事支援（食事の提供、生活必需品の購入等をいう。）、養育支援（育児の補助、外出時の補助等をいう。）、子育て等に関する不安又は悩みの傾聴その他の家庭の福祉の向上のために必要な支援をいう。
- (2) 要支援児童 法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。
- (3) 要保護児童 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（満18歳未満の者に限る。）をいう。
- (4) 特定妊婦 法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。
- (5) ヤングケアラー 障害、疾病等により援助を必要とする家族等に対して家事その他の世話を日常的に行っている児童等をいう。
- (6) 訪問支援員 第4第1項に規定する訪問支援団体の職員で、訪問する家庭の居宅において支援等を行うものをいう。

（支援対象者）

第3 子育て世帯訪問支援の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に居住する者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 要支援児童の保護者
 - イ 要保護児童の保護者
 - ウ 特定妊婦
 - エ アからウまでのいずれかに該当するおそれのある者
 - オ ヤングケアラーの保護者
 - カ その他市長が認める者

（事業の委託）

第4 市長は、この要綱に基づく子育て世帯訪問支援を適切に実施することが見込まれる団体を訪問支援団体として認定し、当該団体に訪問による子育て世帯訪問支援の実施を委託するものとする。

2 前項の規定による訪問支援団体の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（研修の実施）

第5 市長は、この要綱に基づく子育て世帯訪問支援が適切に行われるよう必要な研

修を実施するものとする。

(子育て世帯訪問支援の期間)

第6 一の支援対象者に対して訪問支援員が子育て世帯訪問支援を行う期間は、原則3月以内とする。ただし、支援対象者の家庭状態等により特にやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(子育て世帯訪問支援を行う時間)

第7 訪問支援員が子育て世帯訪問支援を行う時間は、午前7時30分から午後9時までとする。ただし、急病その他の理由により訪問支援員による子育て世帯訪問支援が特に必要であると認められるときは、この限りでない。

2 一の支援対象者の居宅において行う子育て世帯訪問支援は、1日につき2時間、1週間につき2日を限度とする。ただし、急病その他の理由により訪問支援員による子育て世帯訪問支援が特に必要であると認められるときは、この限りでない。

3 子育て世帯訪問支援の利用時間の単位は、1時間とする。

(費用の負担)

第8 市は、子育て世帯訪問支援に要した費用(第3項に規定する費用を除く。以下「訪問支援費」という。)を訪問支援団体に対して支払うものとする。

2 前項の規定により市が訪問支援団体に対して支払う訪問支援費の額は、一の支援対象者につき、訪問支援員による子育て世帯訪問支援の実施に通常要すべき1時間当たりの費用として市長が別に定める額に当該支援対象者に対して実施した子育て世帯訪問支援の時間を乗じて得た額とする。

3 第10第2項に規定する支援対象者は、次の表に掲げる支援対象者負担額のほか、飲食代、交通費、生活必需品の購入代金その他の実費に相当する費用を訪問支援団体に対して支払うものとする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

世帯区分	支援対象者負担額(1時間当たり)
子育て世帯訪問支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(以下「生活保護世帯」という。)	0円
市町村民税が非課税である世帯(生活保護世帯を除く。以下「非課税世帯」という。)	300円
支援対象者及び支援対象者との同一の世帯に属する者に係る市町村民税の所得割の課税額が77,101円未満の世帯(生活保護世帯及び非課税世帯を除く。)	600円
その他の世帯	1,500円

(利用の申込み)

第9 訪問支援員による子育て世帯訪問支援を受けようとする者は、長野市子育て世

帯訪問支援事業利用申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第10 市長は、第 9 の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、訪問支援員による子育て世帯訪問支援の利用の決定をしたときは、第 9 の規定により利用の申込みを行った者（以下「支援対象者」という。）及び訪問支援団体に対し、その旨を通知するものとする。

（利用の確認）

第11 訪問支援員は、支援対象者の居宅において子育て世帯訪問支援を行ったときは、その都度長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票（様式第 2 号。第13において「利用確認票」という。）により、支援対象者の確認を受けなければならない。

（支援等の中止等）

第12 市長は、次のいずれかに該当するときは、訪問支援員による子育て世帯訪問支援を中止し、又は利用の決定を取り消すことがある。

（1）子育て世帯訪問支援に係る支援対象者が市外に転出したとき。

（2）子育て世帯訪問支援に係る支援対象者が現に親族、知人その他の者による支援を受けているとき。

（3）その他訪問支援員による子育て世帯訪問支援が必要でないと認められるとき。

（実施状況の報告）

第13 訪問支援団体は、その月の初日から末日までの間における子育て世帯訪問支援の実施状況について、長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書（様式第 3 号）に利用確認票及び長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書（様式第 4 号）を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書等の提出期限は、市長が別に定める。

（支援等の費用の請求）

第14 訪問支援団体は、訪問支援費の支払を受けようとするときは、訪問支援費支払請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日長野市告示第 188 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の長野市要支援児童等に対する育児支援等実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により育児支援等を利用した者に係るこの要綱による改正後の長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定により子育て世帯訪問支援を利用することができる期間については、新要綱の規定により子育て世帯訪問支援を利用することができる期間から、旧要綱の規定により育児支援等を利用した期間を除いた期間とする。

様式第 1 号（第 9 関係）

長野市子育て世帯訪問支援事業利用申込書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所
氏 名

次のとおり訪問支援員による子育て世帯訪問支援を受けたいので、長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 9 第 1 項の規定により申し込みます。

支援対象者 (保護者)	住 所	〒		
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
連絡者	フリガナ			
	氏 名	続柄 () 連絡先		
対象児童	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
同居家族 (上記以外)	氏 名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
支援期間 支援曜日・時間	月 日から 月 日まで 月・火・水・木・金・土・日【 時 分 ～ 時 分】			
支援内容				

様式第2号（第11、第13関係）

長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票

訪問支援団体名

支援訪問員氏名

支援対象者 (保護者)	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
支援日	曜日	支援時間	支援等の内容	支援対象者 確認欄
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
月 日		時 分から 時 分まで		
計	実施日数	日	実施時間	時間

様式第 3 号（第13関係）

長野市子育て世帯訪問支援事業実施報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

訪問支援団体
所在地
名 称
代表者氏名
連絡先（電話）

月分の子育て世帯訪問支援の実施状況について、長野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第13第 1 項の規定により報告します。

支援対象者名	実施日数	実施時間	利用料 (A)	支援対象者 負担額(B)	訪問支援費 (A-B)
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
	日	時間	円	円	円
合計	人	日	円	円	円

注 子育て世帯訪問支援を行った支援対象者が11人以上いるときは、別紙を作成してください。

添付書類 長野市子育て世帯訪問支援事業利用確認票（様式第 2 号）

長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書（様式第 4 号）

様式第 4 号（第13関係）

長野市子育て世帯訪問支援事業支援報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

訪問支援団体

所在地

名 称

代表者氏名

連絡先（電話）

次のとおり支援対象者の子育て世帯訪問支援を実施したので、報告します。

支援対象者 （保護者）	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
児 童	氏 名	（生年月日： ）
支援等の内容		
児童の様子		
支援対象者の状況 （支援対象者の様子、 気になること、 改善したこと、 居室の状況等）		
記入者		

様式第 5 号（第14関係）

訪問支援費支払請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

訪問支援団体
所在地
名 称
代表者氏名
連絡先（電話）

年 月分の訪問支援費を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 送金先

金融機関	銀 行 信用金庫 店 農 協 所
口座の種類	当 座 普通預金
(フリガナ)	
口座の名義	
口座番号	